### 令和7年度道路除雪費(単独) 消雪施設燃料(A重油)購入 仕様書

#### 第1条 総則

本仕様書は、消雪施設燃料(A重油)の購入に関し必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るものである。

#### 第2条 納入計画書

消雪施設燃料(A重油)納入者(以下「受注者」という。)は、契約後速やかに置賜総合支 庁長(以下「発注者」という。)に運搬体制、運搬経路、連絡体制、緊急時の対応及びその他 必要と認められる事項を記載した納入計画書を提出し、承諾を得なければならない。

#### 第3条 納入方法

本件は現地燃料タンク(容量2kl)に納入するものとする。

受注者は、常に消雪施設の燃料の残量を把握し、消雪施設の適正な稼働が行われるよう、給油しなければならない。

給油した日は、数量報告書に給油量を記入し、FAX等により報告すること。

#### 第4条 A重油の規格及び試験方法

- 1. A重油はJIS (K2205) 1種2号に適合するものとする。
- 2. A重油は、あらかじめ石油精製業者の出荷証明書またはそれに類するもの、試験成績分析表を添付した書類を提出し、発注者の承諾を得なければならない。
- 3. 受注者は、その品質規格に疑義が生じ発注者より物品の品質規格についての検査を指示された場合は、その指示に従い品質試験成績書を速やかに提出しなければならない。 なお、これに要する費用は受注者が負担するものとする。

#### 第5条 購入予定数量

購入予定数量はあくまで目安であり気象条件により増減するほか、コスト縮減の試行として ボイラーの休止などを予定しているため、予定数量の半数程度となる場合もある。

#### 第6条 契約の変更

- 1. 前回契約価格決定時の指標価格(会計局会計課契約の燃料油類価格情報:A重油配達価格(1リットル当り消費税込)を1.10で除したもの(小数第3位四捨五入2位止め)。以下同じ)と現行の指標価格に2円以上の変動があった場合は、受注者又は発注者からの協議の申し出を行うことができる。
- 2. 変更契約額(増減額)は、前回契約価格決定時の指標価格と現行の指標価格の価格差額と する。
- 3. 入札時の指標価格と当初契約額の価格差は、変更時の指標価格と変更後契約額の価格差に おいても維持することとし、同額(端数処理による誤差を除く。)とする。

#### 第7条 その他

その他、本仕様書に明示なき事項又は疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議の上これを定めるものとする。

## FAX送信票

# 置賜総合支庁 道路計画課 維持管理担当 宛 (fax番号:0238-21-3679)

主要地方道米沢猪苗代線 消雪施設 A重油 数量報告書 ( )月分

A 重油

	n33 Fr	<b>仏</b>	/# ±
日	曜日	給油量(%%)	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			